令和3年7月26日高齢施策担当部介護保険課

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについて

- 1 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスとは【資料8~11 関係】
 - ・ 高齢者が要支援・介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な区市町村で提供される介護サービス
 - ・ 原則として、その区市町村の被保険者のみが利用可能
 - ・ 指定・指導監督の権限は、保険者である区市町村が有する。指定期間は6年間。6 年ごとに指定更新が必要。
 - ・ 地域密着型サービスは、要介護の方が利用できるもの、地域密着型介護予防サービスは、要支援の方が利用できるもの
- 2 地域密着型サービス等の種類・サービス内容・区の指定方針 第8期練馬区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画において指定方針を定め、「練馬 区地域密着型サービス実施指針(令和3年4月)」で指定方法等を定めている。

	サービス内容	区の指定方針	事業所数	
種類			令和3年	令和3年
(里)規	リーレク内谷		7月1日	8月1日
			現在	見込み
定期巡回・随	日中・夜間を通じ、定期	令和7年度に向けた整		
時対応型訪問	巡回と随時の対応によ	備目標数を定め、公募によ	13	
介護看護	る訪問介護・訪問看護	り整備(原則*1)		
夜間対応型訪	夜間の定期巡回や通報	新たな整備は行わない。	2	
問介護	による訪問介護			
地域密着型通	利用定員が 19 人未満の	令和2年度末の事業所		
所介護	デイサービス	数を上限*2とし、設置の適	114	112
		否を検討【資料8関係】		
(介護予防)	認知症高齢者の特性に	新たな整備は行わない。		
認知症対応型	配慮したデイサービス	(ただし、認知症高齢者グ		
通所介護		ループホームで実施する		
		共用型認知症対応型通所	12	11
		介護は、各圏域の施設数や		
		利用率を勘案の上、設置の		
		適否を検討)		
(介護予防)小	サービス拠点でのデイ	新たな整備は行わない。		
規模多機能型	サービス、宿泊および居		16	
居宅介護	宅への訪問介護			
看護小規模多	サービス拠点でのデイ	令和7年度に向けた整		
機能型居宅介	サービス、宿泊および居	備目標数を定め、公募によ	5	
護	宅への訪問介護・訪問看	り整備(原則*1)【資料11関		
	護	係】		
(介護予防)認	認知症高齢者グループ	令和7年度に向けた整		
知症対応型共	ホームへの入居	備目標数を定め、公募によ	36	
同生活介護		り整備(原則*1。既存のグ		
		ループホームの定員変更		

地域密着型介 護老人福祉施 設入居者生活 介護	小規模の特別養護老人 ホームへの入居	は、公募によらず、適否を検討) 看護小規模多機能型居宅介護との併設を基本とする。【資料11関係】 特別養護老人ホームの整備状況を踏まえ、設置の適否を検討	0
地域密着型特	小規模の介護専用特定	(指定を想定していない。)	
定施設入居者 生活介護	施設への入居		0

*1 地域密着型サービス事業者の公募の例外について【資料 10 関係】

各圏域における介護保険サービス施設の整備状況を踏まえ、介護保険事業計画に 掲げる地域包括ケアシステムの確立に向け、区有施設等の活用により他の機能を含 む複合施設の整備を行う場合は、公募によらない整備を行うことがある。

*2 地域密着型通所介護の事業所数の上限数および新規指定の手続について【資料 8 関係】

上限数(令和2年度末の事業所数) 114 か所

年3回、事業所見込み数と上限数とを比較し、差分について新規指定申請を受けるものとする。(見込み数の基準時:8月1日、12月1日、4月1日)

- ※ 第8期練馬区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画から上限数を設定することとしたが、計画期間切り替えによる方針変更の影響を緩和するため、令和2年度中に指定申請を受け付けた事業所は、上限数に影響を受けることなく、令和3年4月以降の指定になった場合にも設置を認めるものとした。しかし、令和3年6月1日に指定した2事業所は、令和2年度末に存在した事業所ではないため、上記の上限数には含めないこととした。
- ※ 地域密着型通所介護の運営法人が変更になる場合、廃止、指定の手続が必要 になる。しかし、事業所数の増減に影響がないため、上限数の規制の対象外 としている。
- 3 区外の地域密着型サービス等の利用について【資料8・9関係】 区民が区外の地域密着型サービス事業所を利用したい場合、原則として、関係保険者

また、令和3年度になってから2事業所が廃止となった。

間で事前協議と同意が必要になる。それが整った段階で、事業所を指定(更新)することになる。

4 地域密着型サービス事業者等の指定および指定更新に関する練馬区地域密着型サービス運営委員会での協議について

原則として、区が指定および指定更新の処分行為を行う前に運営委員会で協議を行い、 指定および指定更新に関する意見を伺う。【資料8・9・11関係】

ただし、区民が区外の地域密着型サービス事業所を利用する場合の区外の指定地域密着型サービス事業者等の指定については、利用者が切れ目なくサービスを受ける必要性がある等やむを得ない場合には、指定の処分行為を行った後の協議になることがある。

【資料8・9関係】